

東プ健発第 142 号
平成 23 年 11 月 18 日

事業主 並びに
事務担当者 殿

東日本プラスチック健康保険組合
理事長 小田切 満寿雄
(公印省略)

被扶養者資格の確認（検認）について

向寒の候、貴事業所におかれましてはますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

日頃より、健康保険組合の事業運営につきましては格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、医療費等の適正化の観点から被扶養者資格の確認（検認）を定期的に実施しております。

これは、厚生労働省の指導によるもので、被扶養者になった方がその後も被扶養者の資格基準を満たしているか確認するためのものです。

つきましては、下記のとおり実施いたしますので、業務ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、該当される被扶養者の方々の確認書類を取りまとめていただき、期日までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1.被扶養者資格確認対象者

平成 23 年 3 月 31 日以前に認定された被扶養者で、平成 23 年 10 月 11 日現在加入中の方。

2.資格確認書類及び送付書類

- (1)「被保険者被扶養者確認該当一覧表」
- (2)「被扶養者資格確認調書」(被扶養者がいる方) (注 1)
- (3)「被扶養者資格確認現況書」(注 2)

(注 1) 平成 23 年 4 月 1 日以降の認定者は対象外なので記載しておりません。
また、追加で記入の必要はありません。

(注 2) 現況書は、18 歳以上の被扶養者が対象です。

3.提出期限及び提出書類

◎提出期限 **平成 24 年 1 月 27 日(金)**

- ◎提出書類
- (1)「被扶養者資格確認調書」
 - (2)「被扶養者資格確認現況書」
 - (3) 必要添付書類 (別紙「平成 23 年度被扶養者資格確認 (検認) 続柄別添付書類」のとおり)

※ 続柄及び同居・別居によって必要書類が異なりますので注意してください。

※ 未提出または確認がとれないものは、**削除させていただく場合があります。**

なお、就職等によりすでに被扶養者としての要件を失っている方は、被扶養者資格を削除いたしますので「被扶養者資格確認調書」に被保険者証と新しい被保険者証(就職先で交付された被保険者証)のコピーを添付して提出してください。また、「被扶養者資格確認現況書」が添付されていない方は、「被扶養者資格確認調書」のみを提出してください。

◇ 被扶養者資格確認書類等の審査により、被扶養者として認定できない場合は別途ご連絡いたします。

また、「被扶養者資格確認調書」に平成24年1月10日までに事業所事務担当者に提出する旨記載しておりますので、お手数をお掛けしますが、取りまとめをお願いいたします。

《被扶養者の認定基準》

主として被保険者の収入で生計を維持している方のうち、次のことを勘案して決定いたします。

- ① 生計維持の程度
- ② 法律上、社会通念上の扶養の妥当性
- ③ 扶養能力
- ④ 居住・扶養関係の継続性

《被扶養者の年間収入基準》

- ① 60歳未満の方は年収130万円未満であって、かつ被保険者の年収の2分の1未満。
- ② 60歳以上の方または障害年金の受給者は、年収180万円未満であって、かつ被保険者の年収の2分の1未満。
- ③ 別世帯の場合は、対象となる方の年収が130万円未満（60歳以上または障害年金受給者は年収180万円未満）で、かつ被保険者からの仕送り額より少ない時。

※ 上記収入条件を満たしていても、主として被保険者の収入により生計を維持していると認め難い場合は、被扶養者として認定されません。

※ パートタイマーとして勤務されている被扶養者の方は、1日の労働時間および1ヶ月の労働日数が一般社員の概ね4分の3以上であれば、勤務先で健康保険と厚生年金保険の被保険者になります。